

事務連絡
令和元年10月18日

関係国公立大学長 殿

文部科学省 高等教育局 専門教育課
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課

台風19号に伴う公認心理師となるために必要な科目を
開講する大学等の学生の修業等に係る取扱いについて

今般、台風19号の影響に伴い、文部科学省令・厚生労働省令で定める公認心理師となるために必要な科目を開講する大学及び大学院（以下「大学等」という。）の学生の修業等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、十分配慮いただき、適切に対応くださるようお願いいたします。

記

1. 学生の修業に係る取扱い

今般の台風の影響により、授業の実施期間が例年に比べて短縮されることや、被災した地域に関わりのある学生の修業が、休学等の理由で他の学生より遅れることが想定される。

こうした場合であっても、各大学等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、各大学等にあっては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

2. 大学等の運営に係る取扱い

(1) 被災した地域の大学等にあっては、台風の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が想定される。

こうした大学等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、

必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

- (2) 被災した地域の大学等にあつては、台風の影響により、文部科学省令・厚生労働省令で定める公認心理師となるために必要な科目の内容等の変更が必要となることが想定される。

このようなときには、当該変更を行った日から1か月以内に変更届を提出することとされているが、突発的な台風を受けた対応であることに鑑み、提出に係る時期等については弾力的に取り扱うこととするので、その旨、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に連絡すること。

また、実習施設の変更が必要となり、その検討を行ったにもかかわらず、なお実習施設の確保が困難である場合には、実習に係る時間の一部について、実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

[本件担当]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話：03-5253-1111（内線 3113、3112）